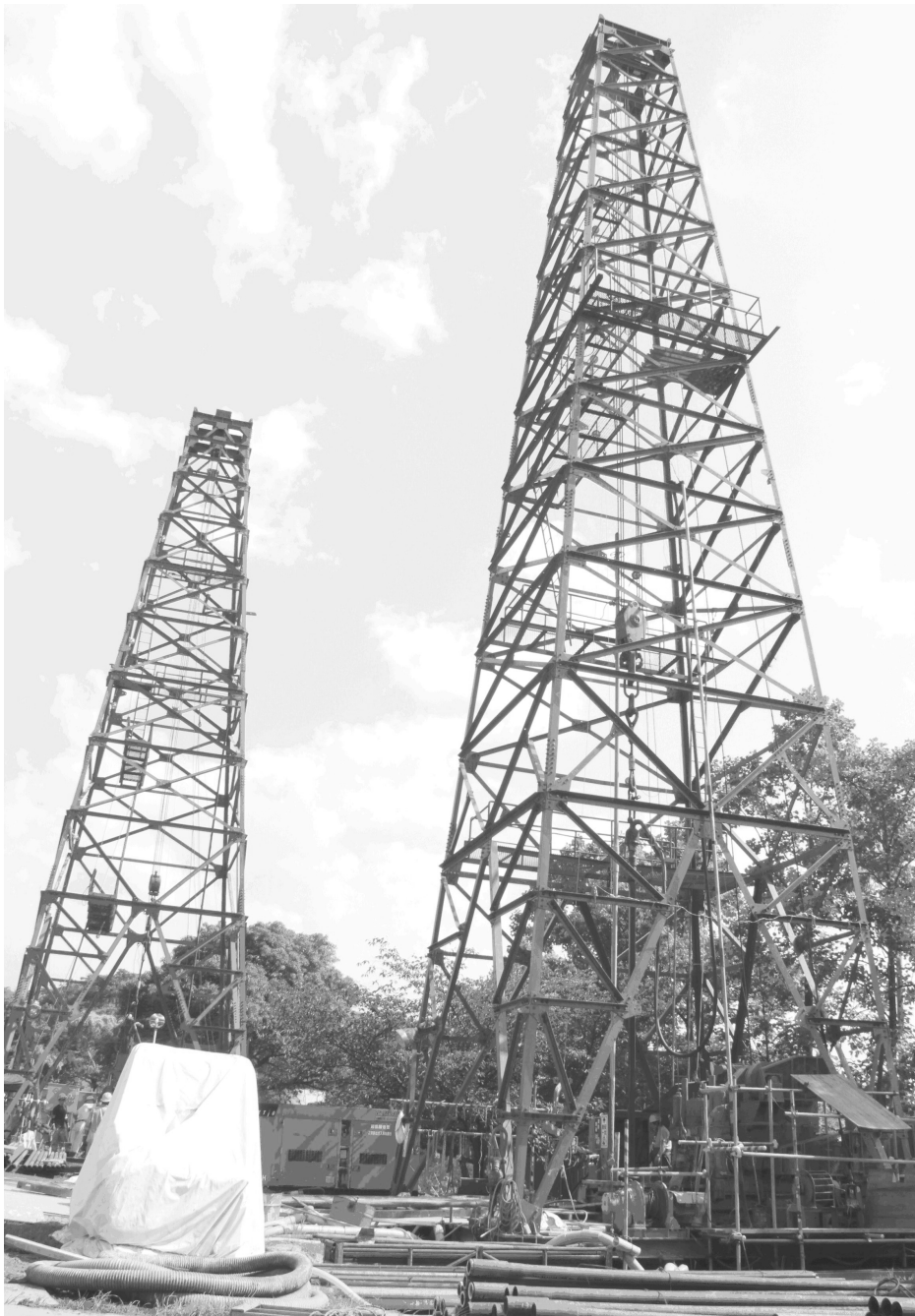


# 市 民



東南海・南海地震予測のための地下水等総合観測施設整備工事（黒島海浜公園内）

# 市 民

## 1 国 際 交 流

本市は、国際化社会への的確な対応を図るため、昭和61年から中高校生の海外派遣、市職員の海外派遣研修、中国山東省徳州市との都市間交流の推進、語学指導等を行う外国青年招致事業の実施、英語・中国語・韓国語観光パンフレットの作成、英語・中国語生活ガイドブックの作成、国際交流基金の設置(平成3年4月設置)、外国人のための日本語教室、外国人対応窓口の開設(平成23年4月開設)などの施策を推進してきた。

また、外国人の増加に伴い、在住外国人との多文化共生に重点をおいた「新居浜市国際化基本計画」を平成20年度に策定し、市民活動団体や地域などと共に国際化を進める体制づくり、外国人の生活支援や人権教育を含めた国際理解教育を推進する。

### (1) 都市間交流

#### 中国山東省徳州市との交流

徳州市との交流は、昭和60年6月、中萩公民館友好訪中団が徳州市を訪問した時、徳州市長に対する新居浜市長のメッセージを託したことから始まった。その後の経過は別表(徳州市との交流の経過)のとおり。

### (2) 国際感覚を身につけた人材育成

青少年の国際感覚の醸成を目的とした中高生の海外派遣事業を平成2年7月以来継続的に行っている。(平成19年度からは中学生のみ)

#### 徳州市との交流の経過

年 月	交 流 内 容
昭和61年7月	『日中友好の翼』ニイハマ訪中団の訪問 ・企業視察、ホームステイ等を実施
昭和61年10月	徳州地区総合経済視察団の来新 ・住友企業、小中学校、農業施設等を視察
平成元年10月	徳州市文化交流団の来新 ・中国書道展の開催
平成3年4月	新居浜徳州友好視察団の訪問 ・今後の総合的な交流のあり方を協議
平成3年7月	徳州地区文化交流訪日団の来新 ・徳州地区の伝統工芸である黒陶の展示及び篆刻の実演
平成3年10月	徳州地区友好視察団の来新 ・市内企業、公共施設、太鼓まつり等を視察見学
平成4年5月	第3次新居浜・徳州友好訪中団の訪問 ・徳州地区の文化、市民生活、産業経済等の視察を行い、友好親善を図り、今後の両地区の交流の可能性を探る。
平成4年7月～8月	徳州地区友好視察団の来新 《平成4年7月27日》 ・新居浜市と徳州地区の友好交流関係の締結 ・新居浜市立中萩小学校と徳州市東方紅路第一小学校、新居浜市立中萩中学校と徳州市第十中学校との友好校の締結
平成4年7月～8月	徳州雑技団新居浜公演の実施 ・市制55周年を記念して行われ、入場者は約26,000人を数えた。
平成5年6月	徳州地区経済視察団の受け入れ ・市内企業の視察、今後の経済交流について協議

年 月	交 流 内 容
平成5年7月～8月	小中学生相互交流事業 ・相互の小中学生が交流を行い、友好を深める。
平成6年5月	新居浜商工会議所徳州地区経済視察団の訪中 ・今後の双方の経済交流等について協議
平成6年8月～9月	徳州地区テレビ放送視察団の受け入れ ・新居浜テレビネットワーク、放送局等の視察研修
平成7年7月	徳州市友好視察団の来新 ・市内の行政、教育、文化、企業等の施設を視察し、友好親善を図り、今後の交流の方向を協議
平成7年8月	徳州市研修生の受け入れ ・新居浜商工会議所が窓口となり、市内の各企業で1年間研修
平成8年9月	第4次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の友好関係をさらに発展させるとともに文化・教育・産業・経済各分野の視察を行う。
平成9年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市との友好都市締結(平成9.11.11)を行った。
平成10年9月	第5次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成11年10月	徳州市友好視察団の来新 ・市内、県内の文化施設、観光施設等を視察
平成12年6月	第6次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解を深めるとともに、国際ボランティアの育成や文化交流事業の積極的推進など、国際化をリードする人材の育成と異文化理解の増進、世界に開かれた地域社会づくりを進めるための情報交流を行う。
平成13年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業の視察及び情報交流を行う。
平成14年9月	第7次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解を深めるとともに、「日中国交正常化30周年」記念文化交流事業へ参加し、今後の多様な交流に向けた人材の育成と異文化理解の増進に向けての情報交流を行う。
平成15年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業を含む市内企業の視察及び市内経済団体との交流を行う。
平成16年9月	第8次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成17年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業を含む市内企業及び公共施設、体育文化施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行う。
平成18年5月	第9次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成19年11月	徳州市友好視察団の来新 ・市内企業及び公共施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行うと共に、華道教室の見学等日本文化に触れていただく。
平成20年9月	第10次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成21年9月	徳州市友好視察団の来新 ・市内企業及び公共施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行う。
平成23年11月	第11次新居浜・徳州友好訪中団 ・「民間レベルでの交流のきっかけづくり」と位置づけ、教育機関との交流、太陽光エネルギー施設の視察などにより、今後、学生や若者、民間企業団体などが主体となった交流に繋げるとともに、両市の友好関係の継続発展を目指す。

## 2 市 民 活 動

地方分権が進む中、「住民自治」の実現は、地方自治体の将来を左右する重要課題の一つである。市民自らがまちづくりの担い手として、まちの将来ビジョンを描き、それに向けた行動に取り組むための体制整備が必要である。

さまざまな分野において活発化する、NPOなど数多くの公益的な市民活動を、その自主性や自立性を尊重しながら支援し、ひいては地域の多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協働オフィス事業を平成18年度に開始するとともに、協働事業市民提案制度の創設等、協働環境の整備に取り組んでいる。

第五次新居浜市長期総合計画の「まちづくりの理念」に掲げているように「市民、団体、事業者と行政が一体となったまちづくり」を推進するため、諸施策の展開を図るものである。

### (1) 新居浜市公共施設愛護事業

市民(団体・個人)と行政が合意書を取り交わし、市民が道路、河川、公園、海岸等の公共施設を我が子のように愛情を持って美化活動等を行うボランティア制度として、平成15年9月に施行した。

平成24年4月1日現在、91組(69団体・22個人)と合意書を取り交わし、参加人数は、約4,100人、施設別内訳は、道路58件、公園・緑地50件、河川・水路11件、海岸4件、文化財1件である。

### (2) 新居浜市まちづくり協働オフィス事業

公益的な市民活動支援を通じた市民セクターの意識啓発・能力開発と団体間の事業連携を目的として、平成18年7月、新居浜市まちづくり協働オフィス事業を企画提案方式による民間委託で開始した。

平成24年度業務受託団体：

NPO法人にはま市民企画ノボック  
〈事業内容〉

(ア) 市民活動に係る情報の収集及び提供に関する  
こと

各種相談対応、オフィスホームページの開設・  
更新、ニュースレターの発行等

(イ) 市民活動に係る調査及び研究に関する  
こと  
各種アンケート等

(ウ) 市民活動に係る交流事業及びネットワーク  
形成の推進に関する  
こと

協働オフィス交流会の開催等

- (エ) 市民活動と行政の協働事業に関する  
こと  
意見交換会の開催、広報番組の自主制作等
- (オ) 市民活動団体に対する会議場所及び機材の  
提供等に関する  
こと

### (3) 協働事業推進のためのガイドライン

協働事業市民提案制度は、平成19年3月に作成した「協働事業推進のためのガイドライン」に基づき創設したもので、市民と行政の協働にふさわしい先進的な事業アイデアを募集し、協働事業推進委員会(庁外組織)の評価を受け、推進本部での取組方針協議を経て、予算対応が必要な採択事業については次年度以降の予算措置を行っている。

また、平成22年度には「協働事業推進のためのガイドライン」を改訂し、多様な地域主体が自立・連携する協働型社会の実現に向け、平成23年度からの五カ年スケジュールに基づき、市民との協働を理念から実践へより推進していくこととした。

なお、協働事業市民提案制度による事業実施状況については、平成19年度は5件の応募に対し、2事業(事業実施は平成20年度)について予算措置を行い、平成20年度は7件の応募に対し、6事業と平成19年度に採択された2事業の合計8事業(事業実施は平成21年度)を実施し、平成21年度は14件の応募に対し、9事業と平成19年度に採択された1事業の合計10事業(事業実施は平成22年度)を実施した。また、平成23年度は7件の応募に対し、7事業が採択され平成24年度に実施する予定となっている。

(協働推進体制)

全庁的に市民との協働を推進していくために、協働推進体制を整備した。

- ・協働推進本部(庁内組織)
- ・協働推進班(調査プロジェクトチーム)
- ・協働推進担当(各課所に置く調整スタッフ)

### (4) 自治会

自治会については、地縁による任意団体であるが、災害対応機能、防災・防犯機能、環境整備機能、行政連絡調整機能などを有するなど地域にとって欠かせない住民自治組織である。しかしながら、近年個人の価値観の多様化、生活様式の多様化などから自治会離れが進んでおり、財政基盤の弱体化・加入率の低下などが喫緊の課題となっている。そのため、連合自治会への財政支援を充実するとともに連携を図りながら自治会加入率の向上を図り、「協働のまちづくり」「自立・連携のまちづくり」を推進するため、自治会活動の活性化に努めている。

## ア 結成状況

(24. 1. 1 現在)

区分	19	20	21	22	23
校区連合自治会数	18	18	18	18	18
単 位 自 治 会	325	323	313	312	312
加 入 世 帯 総 数	39,065	38,923	38,637	38,494	38,219
総 世 帯 数	55,068	55,577	55,887	55,191	55,344
自治会世帯加入率 (%)	70.9	70.0	69.1	69.7	69.1
認 可 地 縁 団 体 数	43	43	45	47	49

## イ 各種補助

(単位：千円)

区 分	補 助 率	補助限度額 (24. 4. 1 現在)	補助金助成件数及び助成額						
			21 年度		22 年度		23 年度		
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	
集会所施設	新 築	工事精算額の5分の3以内	15,000	1	8,980	1	15,000	2	21,900
	増 及 び 修 繕	工事精算額の2分の1以内	600	24	5,879	38	12,559	29	7,536
	用 地 購 入	購入額の30%	—	—	—	—	—	—	—
放送設備等	新 設	工事精算額の2分の1以内	250	2	343	4	425	1	75
	増 及 び 修 繕	工事精算額の2分の1以内	130	16	1,639	14	1,425	13	1,382
防犯灯	新 設 支 柱 込	工事精算額の2分の1以内	18	3	54	3	53	1	18
	既 設 物 件 設 架	工事精算額の2分の1以内	9	59	512	100	837	82	684

注：広報塔新設に限り1世帯100円を加算する。

## ウ 地域コミュニティ活動支援交付金

(平成23年度)

区 分	交付金	摘 要
防 犯 活 動 推 進 事 業	18,675,480 円	@ 230×38,226世帯、@ 1,100×8,985灯
新 居 浜 市 連 合 自 治 会 活 動 事 業	436,000 円	研修事業、金婚式表彰事業 自治会加入促進事業
新 居 浜 市 広 報 活 動 事 業	25,088,640 円	単位自治会 @ 550×38,226世帯
		校区連合自治会 @ 50×38,226世帯 @ 2,000×312自治会
		市連合自治会 @ 40×38,226世帯
ご み 減 量 化 等 啓 発 事 業	462,040 円	@ 10×46,204 (校区連合自治会単位で端数処理)
魅 力 あ ふ れ る 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 創 生 事 業	6,300,000 円	18校区
熱 中 症 予 防 及 び 節 電 対 策 事 業	146,980 円	17自治会申請
計	51,109,140 円	

## エ 自治会館新築

平成23年度実績 喜光地西町自治会館(11,500千円)(自治総合センター「コミュニティ助成事業」)  
松の木自治会館(39,045千円)(内閣府「きめ細かな交付金」)

(5) 出前講座

本市のまちづくりの現状や今後の展開について市内に在住、通勤・通学している10人以上の団体を対象にして、市の担当者が説明者となって情報を提供し、市民と行政が協働で取り組むまちづくりを推進するため、平成10年度から事業を開始した。

平成14年度からは「行政編」に加えて「公共機関・公益企業編」、「市民・団体編」とメニューを拡充した。

平成23年度は、488件、参加人員は24,561人となっている。

(6) 全国「にいはま倶楽部」

全国各地で活躍している新居浜市出身及び本市にゆかりのある個人とネットワークを形成し、新居浜市勢の発展を図るため、幅広い提言、情報及び助言などを得るとともに、本市の最新の情報を発信することを目的として設置した組織である。

平成15年度には東日本ブロックを、平成16年度には西日本ブロックを発足させ、年1回東京と大阪で交流会を開催している。平成24年4月1日現在の会員数は、東日本171人、西日本139人で、合計310人となっている。

### 3 消費生活

急速に変容する経済社会において、健全で豊かな消費生活の実現を図ることが重要な課題であるため、消費者安全法の施行に伴い平成22年4月に「消費生活センター」を設置した。消費者団体を主軸とした関係機関が相互に連携して消費生活のあり方を考え、賢い消費者、自立する消費者を目指す。

(1) 消費生活モニター制度

消費生活の向上と安全を図るため、消費者から直接意見を聴取し、要望、苦情等の情報を把握して市民生活に直結した消費者行政を推進するため、消費生活モニター制度を昭和47年から実施している。

モニターの定数50人以内（任期2年）

(2) 日曜日

昭和48年のオイルショックに伴う狂乱物価のもとで、市民の消費生活安定対策の一環として、婦人団体の協力により青空市が、昭和49年4月に発足し、昭和50年9月から日曜日へと発展、主体性のある事業推進を行うため「日曜市をすすめる会」を設立した。

日曜市は毎月第1・第3日曜日の月2回、中央公園東側道路で生鮮食料品等を販売している。

また、リデュース・リユースを目的として中央公園で定期的にフリーマーケットを実施している。

(3) 消費生活の改善対策

消費生活に必要な正しい情報提供、消費者教育の推進を重要施策に、市民総ぐるみの各種事業を実施している。

ア 消費者のつどい

健全な消費生活の推進と高揚を図るため、学識者を招き消費者のつどいを隔年開催している。

イ みんなの消費生活展

自主性を持った賢い消費者を育てるため、日常の消費生活を教材としたパネル、実物模型などを展示した生活展を隔年開催している。

ウ 家庭用品等立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づき、販売事業所等の立入検査を実施している。

エ 消費者情報の提供

市民への情報提供として、市政だよりに「消費生活センター通信」を掲載している。

オ 消費者団体の組織育成

消費者団体への指導、援助及び新居浜市消費生活改善推進協議会の組織の強化を図る。

カ 自立する消費者学習講座

増加する消費者トラブルを未然に防止するため、消費者自らが内容を選択し、学習講座を開催している。

キ 物価調査

物価の安定と需要供給の円滑化を図るとともに物価に対する意識啓発を図るため、新居浜市消費生活モニターが、市内のスーパーなどで生活必需品8品目の調査をしている。

ク 消費生活相談

複雑多様化する情報社会の中で、消費者からの相談が多く、昭和51年度から本事業を実施しており、昭和55年度からは専門相談員を配置して、被害防止と消費者保護に努めている。

相談件数

年 度	19	20	21	22	23
件 数	771	613	687	688	611

ケ 食の安全セミナー

食の安全や食品表示等に関する正しい知識と理解を深めるため、食をテーマにしたセミナーを実施している。

(4) 適正な計量の実施

ア 特定計量器の定期検査

商店や病院などで取引や証明に使用しているはかりについて、定期検査を実施している。

イ 計量関係事業者への立入検査

スーパーや工場などの計量関係事業者に立入検査を実施し、使用中の計量器や商品の内容量などについて検査を実施している。

ウ 計量思想の普及啓発

11月の計量月間を中心に計量クイズ及び一日計量巡視などの諸事業を開催し、計量思想の普及啓発に努めている。

## 4 地域改善対策

(1) 住宅新築資金等貸付事業

対象地域の居住環境の整備改善を図るため、新築、宅地及び改修に用いる資金貸付者に対し、貸付金の償還事務を行っている。

ア 貸付事業実績

区分	年度	昭和48年度～平成7年度	
		件数	金額
新築資金		215	1,197,800千円
宅地取得資金		123	508,300
改修資金		308	606,240
合計		646	2,312,340

イ 貸付金回収状況（出納閉鎖後）

(24.5.31現在・単位：千円)

年度	調定額			収入額			未収入額		
	元金	利子	計	元金	利子	計	元金	利子	計
48～63	850,755	287,548	1,138,303	685,185	230,922	916,107	165,570	56,626	222,196
元	133,624	38,522	172,146	82,580	23,751	106,331	51,044	14,771	65,815
2	149,564	40,746	190,310	86,097	22,959	109,056	63,467	17,787	81,254
3	155,378	43,423	198,801	85,050	24,304	109,354	70,328	19,119	89,447
4	159,353	43,935	203,288	80,310	23,251	103,561	79,043	20,684	99,727
5	173,645	44,925	218,570	86,258	23,124	109,382	87,387	21,801	109,188
6	179,994	45,348	225,342	86,213	22,239	108,452	93,781	23,109	116,890
7	187,146	45,392	232,538	85,226	20,595	105,821	101,920	24,797	126,717
8	185,505	45,302	230,807	76,630	19,722	96,352	108,875	25,580	134,455
9	189,250	44,329	233,579	82,198	19,353	101,551	107,052	24,976	132,028
10	180,958	41,929	222,887	71,506	15,817	87,323	109,452	26,112	135,564
11	192,660	41,305	233,965	80,085	14,626	94,711	112,575	26,679	139,254
12	197,028	40,212	237,240	80,139	12,436	92,575	116,889	27,776	144,665
13	219,848	39,024	258,872	101,067	10,612	111,679	118,781	28,412	147,193
14	195,221	37,759	232,980	71,628	8,562	80,190	123,593	29,197	152,790
15	182,439	37,093	219,532	52,350	6,452	58,802	130,089	30,641	160,730
16	186,336	37,373	223,709	48,708	5,297	54,005	137,628	32,076	169,704
17	190,008	37,204	227,212	46,095	4,256	50,351	143,913	32,948	176,861
18	178,378	37,272	215,650	26,979	3,283	30,262	151,399	33,989	185,388
19	178,573	37,597	216,170	20,979	2,642	23,621	157,594	34,955	192,549
20	181,954	37,919	219,873	22,319	2,450	24,769	159,635	35,469	195,104
21	183,114	37,836	220,950	19,533	1,899	21,432	163,581	35,937	199,518
22	179,953	37,792	217,745	16,533	1,772	18,305	163,420	36,020	199,440
23	179,337	37,452	216,789	22,739	3,322	26,061	156,598	34,130	190,728

## (2) 瀬戸会館

所在地 瀬戸町7番30号

☎ 41-5859

沿革 昭和33年4月1日に開館。地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニケーションセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に

っている。

現施設は、昭和49年4月1日オープンし、昭和56年3月と昭和62年3月に増築したものである。

敷地面積

2,257.56㎡

構造

鉄筋コンクリート造2階建

建物面積

623.57㎡

利用状況

11,430人（平成23年度）

## 5 戸籍・住民

## (1) 各種登録の状況

(24. 3. 31 現在)

区分		年度		19	20	21	22	23
戸籍	本籍数(件)			59,155	59,209	59,253	59,066	59,056
	本籍人口(人)			144,245	143,511	142,820	141,786	141,215
住民基本台帳	世帯数(世帯)			55,131	55,556	55,833	56,147	56,429
	人口(人)	男		60,296	60,195	60,041	59,768	59,541
		女		65,728	65,494	65,372	65,163	64,897
		計		126,024	125,689	125,413	124,931	124,438
外国人登録	世帯数(世帯)			822	698	724	661	629
	人口(人)	男		470	431	421	397	382
		女		546	443	485	440	422
		計		1,016	874	906	837	804
印鑑登録(件)				80,501	80,369	80,359	80,302	80,293

## (2) 各種届出受理件数

## ア 住民基本台帳関係

(単位：件)

区分	年度	19	20	21	22	23
転入		1,716	1,751	1,623	1,578	1,627
転出		2,773	1,410	1,298	1,276	1,344
転居		2,495	2,335	2,287	2,240	2,411
世帯変更		2,254	2,038	2,281	2,210	2,070
国外移住		87	86	68	102	100
計		9,325	7,620	7,557	7,406	7,552

## イ 戸籍関係

(単位：件)

区分	年度	19	20	21	22	23
出生		1,639	1,598	1,635	1,607	1,555
死亡		1,672	1,643	1,732	1,951	1,753
婚姻		1,534	1,527	1,567	1,460	1,412
離婚		360	409	397	429	401
養子縁組		120	133	169	119	164
養子離縁		40	41	47	31	28
認知		33	26	26	20	19
転籍		534	500	479	521	454
入籍		326	366	365	323	310
分籍		15	21	22	30	8
訂正・更正		165	139	126	142	127
その他		262	278	251	265	248
計		6,700	6,681	6,816	6,898	6,479



## (3) 謄本・抄本・証明等取扱件数及び手数料

年度 区分	21		22		23	
	取扱件数	手数料	取扱件数	手数料	取扱件数	手数料
戸籍関係	36,230	20,121,750	35,793	20,069,650	35,012	19,592,450
住民票関係	62,808	18,842,400	59,659	17,897,700	58,859	17,657,700
印鑑証明書	43,124	12,937,200	42,342	12,702,600	41,992	12,597,600
印鑑登録	3,859	1,157,700	3,740	1,122,000	3,775	1,132,500
諸証明書関係 登録原票記載事項 証明書	2,411	1,196,300	2,650	1,251,000	2,739	1,323,700
自動車臨時運行 許可	451	338,250	423	317,250	334	250,500
住民基本台帳カード	556	278,000	481	240,500	426	213,000
公的個人認証サービス	224	112,000	351	175,500	321	160,500
船員法関係	35	83,850	38	88,620	42	89,920
計	149,698	55,067,450	145,477	53,864,820	143,500	53,017,870

## (4) 手数料

種	類	単位	手数料	根拠法令等	改定年月日	
戸籍	謄・抄本	戸籍	1通	450円	新居浜市手数料条例第2条	平成12年4月1日
		除籍	1通	750	"	"
	記載事項 証明	戸籍	1件	350	"	"
		除籍	1件	450	"	"
		受理又は記載事項証明	1通	350	"	"
住民票	写し(全部・一部)	1通	300	"	平成10年6月1日	
	閲覧	1件	300	"	"	
	諸証明	1件	300	"	"	
印鑑証明手数料		1通	300	"	"	
印鑑登録証交付手数料		1件	300	"	平成17年4月1日	
住民基本台帳カード手数料		1通	500	"	平成15年8月25日	
船舶の航行に関する報告書の証明		1通	2,600	"	平成14年7月1日	
雇入契約のない船長の就退職等の証明		1通	870	"	"	
船員手帳記載事項の証明		1通	870	"	"	
船員手帳の交付又は書換え		1通	1,950	"	平成16年4月1日	
船員手帳の訂正		1通	430	"	平成14年7月1日	
公的個人認証サービス手数料		1件	500	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条第6項	平成17年4月1日	

## (5) 法律・行政相談

法律相談……昭和59年度から弁護士による相談業務を開催。開催日は第2火曜日、第3水曜日及び第4水曜日を原則

行政相談……相談員4名で毎月2回第1・第3木曜日を原則に相談業務を開催

## 6 住 居 表 示

### (1) 住居表示実施状況

(24. 3. 31 現在)

年 度	町 名 (丁目)	実施日	面 積	一町平均面積	町数	街区数	世帯数	人口
			㎡	㎡			世帯	人
第1年度	大江町・港町・西町・泉池町・泉宮町・宮西町・中須賀町一～二丁目・西原町一～三丁目	S. 40. 5.1	1,750,000	159,000	11	93	2,558	5,261
第2年度	磯浦町・惣開町・新田町一～三丁目・王子町・星越町・前田町・北新町・江口町・河内町・西の土居町一～二丁目・滝の宮町(1～8番)	41. 5.1	7,044,000	503,000	14	186	4,303	8,785
第3年度	繁本町・一宮町一丁目(1～3番)・田所町・若水町一～二丁目・徳常町・新須賀町一～四丁目・菊本町一～二丁目	42. 5.1	3,021,000	251,000	12	115	2,494	5,100
第4年度	一宮町一丁目(4～14番)～二丁目・久保田町一～三丁目・高木町・政枝町一～三丁目・平形町・八雲町・庄内町一～六丁目・坂井町一～二丁目	43. 5.1	3,067,000	170,000	18	205	6,286	14,003
第5年度	宇高町一～四丁目・沢津町一～三丁目・東雲町一～二丁目・松の木町・高津町・桜木町・清水町・南小松原町	46. 5.1	2,664,000	190,000	14	180	5,535	11,954
第6年度	松木町・西喜光地町・松原町・坂井町三丁目・瀬戸町・寿町・星原町・上泉町・外山町・岸の上町一～二丁目・下泉町一～二丁目・城下町・喜光地町一丁目	48.11.1	3,334,000	222,000	15	194	4,504	9,443
第7年度	喜光地町二丁目・西泉町・西連寺町一～二丁目・篠場町・山田町・山根町・中西町・宮原町・吉岡町・中筋町一～二丁目・北内町一～四丁目・角野新田町一～三丁目・種子川町	49.10.1	3,777,000	188,000	20	254	4,725	10,696
第8年度	滝の宮町(9～12番)・横水町・本郷一～三丁目・中村松木一～二丁目・中萩町・土橋一～二丁目・中村一～四丁目・上原一～四丁目・御蔵町	50.10.1	3,637,000	202,000	18	223	5,704	12,814
第9年度	東雲町三丁目・郷一～五丁目・高田一～二丁目・田の上一～二丁目・長岩町・松神子一～三丁目・又野一～二丁目・落神町・神郷一～二丁目・清住町	52. 8.1	3,140,000	157,000	20	209	4,043	9,236
第10年度	宇高町五丁目・田の上三～四丁目・八幡一～三丁目・垣生一～六丁目・松神子四丁目	55. 5.1	2,444,000	188,000	13	161	3,597	8,496
第11年度	楠崎一～二丁目・又野三丁目・多喜浜一～六丁目・阿島一～四丁目・荷内町・黒島一～二丁目	H. 18.10.1	5,310,000	354,000	16	193	2,228	4,878
計	171 町		39,188,000	229,000	171	2,013	45,977	100,666

※ 平成24年3月31日現在の全市の住基人口 124,438人、世帯数 56,429世帯

### (2) 住所表示実施状況

昭和59年7月1日 …… 光明寺一～二丁目、東田一～三丁目、国領一丁目、観音原町、七宝台町、立川町  
(平成24年3月31日現在の該当住基人口 3,672人、世帯数 1,638世帯)

# 7 国 民 年 金

## (1) 拠出年金

### ア 年金の種類

(24. 4. 1 現在)

種 類	受 け る 要 件	年 金 額
老齡基礎年金	25年以上の資格期間を満たした人が、65歳に達したとき支給される。 (また、60歳から64歳までの希望する年齢から、減額された年金を繰り上げて受けることもできる。)	$786,500円 \times \frac{\text{納保した月数} + \frac{\text{免除された月数}}{2/6} \times \frac{4}{8} + \frac{\text{免除された月数}}{3} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{免除された月数}}{4/6} \times \frac{6}{8} + \frac{\text{免除された月数}}{1} \times \frac{7}{8}}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})}$
障害基礎年金	初診日前に国民年金加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上保険料納付済期間(免除期間を含む。)がある人が、加入中に一定の障害の状態(1・2級)になったときに支給される。	1 級                    98万3,100円 (月額 8万1,925円) 2 級                    78万6,500円 (月額 6万5,541円)
遺族基礎年金	保険料納付済期間が加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上あるか、又は老齡基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしている人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた18歳未満の子(20歳未満で1・2級障害の子)のある妻、又は18歳未満の子(20歳未満で1・2級障害の子)に支給される。	子のある妻、子の受ける基本額 78万6,500円 子の受ける加算 1 人目                22万6,300円 2 人目                22万6,300円 3 人目から1人増すごとに 7万5,400円
寡婦年金	保険料納付済期間(免除期間含む。)が25年以上ある夫が死亡したときに、婚姻期間が10年以上続いていて、夫によって生計を維持されていた妻に60歳から65歳になるまでの間支給される。	夫が受けられたであろう 老齡基礎年金の $\frac{3}{4}$
死一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齡・障害基礎年金のいずれも受けられないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給される。	保険料納付済期間 3年以上15年未満 12万円 15年以上20年未満 14.5万円 20年以上25年未満 17万円 25年以上30年未満 22万円 30年以上35年未満 27万円 35年以上            32万円

※老齡基礎年金の年金額は、平成21年4月からは上段の係数を、平成21年3月分までは下段の係数を乗じる。  
 ただし、平成24年4月以降の係数は、法案成立後正式決定の見込み

### イ 保険料 (24. 4. 1 現在)

- ・定額保険料 1ヵ月1万4,980円
- ・付加保険料 1ヵ月 400円

### ウ 被保険者数

(24. 3. 31 現在・単位：人)

年 度	区 分	第1号被保険者数	任 意 加 入 者	第3号被保険者数	計
19		15,128	407	10,564	26,099
20		14,844	439	10,445	25,728
21		14,687	440	10,083	25,210
22		14,122	461	9,983	24,566
23		13,681	424	9,691	23,796

エ 支給状況

(単位：件・円)

区分 年度	老 齢 年 金		障 害 年 金		母 子 年 金		遺 児 年 金		寡 婦 年 金	
	(老 齢 基 礎 年 金)		(障 害 基 礎 年 金)		遺 族 基 礎 年 金					
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
19	25,896	15,714,883,000	1,906	1,683,812,500	0	0	0	0	32	13,869,900
	22,368	14,512,675,100	1,804	1,593,712,300	279	221,117,700				
20	26,910	16,462,768,900	1,938	1,707,168,400	0	0	0	0	31	13,576,500
	23,604	15,346,989,200	1,837	1,617,860,300	257	203,289,600				
21	27,866	17,178,705,300	1,956	1,720,829,700	0	0	0	0	28	12,118,100
	24,770	16,140,065,000	1,859	1,635,284,000	259	206,186,700				
22	28,376	17,606,439,400	2,008	1,764,850,900	0	0	0	0	29	12,424,300
	25,542	16,657,896,700	1,915	1,682,671,600	252	198,207,500				
23	29,229	18,216,235,800	2,062	1,805,224,800	0	0	0	0	25	11,152,200
	26,653	17,359,922,500	1,973	1,726,927,500	248	196,051,800				

(2) 福祉年金

ア 年金の種類

種 類	年金額 (平成24年4月現在)	備 考
老 齢 福 祉 年 金	年 額 402,900円	明治44年4月1日以前に生まれた人

イ 支給状況

区 分 年 度	老 齢 福 祉 年 金	
	件 数 (件)	金 額 (円)
19	40	16,232,000
20	29	11,768,200
21	22	8,927,600
22	15	6,087,000
23	5	2,021,000

## 8 男女共同参画

本市は、男女共同参画社会づくりを重要施策に掲げ、各種施策を積極的に推進している。平成4年3月に新居浜市女性行動計画（いはいま女性プラン21）を策定し、施策の系統的進展と効果的な推進を図るため、平成4年度に女性政策課を新設するとともに、庁内に女性施策推進会議（女性団体代表者等で構成）を設置し、女性行動計画の推進について調査・研究を重ねてきた。

このような状況の下、男女共同参画意識は徐々に進んでいるが、今日、女性を取り巻く社会環境は、少子・高齢化の急速な進展をはじめ、働く女性の増加、人々の価値観やライフスタイルの多様化など、大きく変化し、男女共同参画社会の実現は、緊急かつ重要な課題となっている。

このため、平成12年4月に課名を男女共同参画課に改称、同年8月に男女共同参画都市宣言を行った。平成13年6月に新居浜市男女共同参画計画（ともにいきいき新居浜プラン21）を策定。平成15年10月に新居浜市男女共同参画推進条例を施行し、同年10月に全国男女共同参画宣言都市サミットを本市で開催した。

平成19年4月には、市制施行70周年を記念し、広く市民から男女共同参画に関する写真及び啓発標語を募集し、同年8月の市制施行70周年記念にいはいま女性フォーラム'07の席上で表彰を行い、男女共同参画社会づくりを一層推進した。

また、平成22年度には、平成21年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査結果などを基に男女共同参画計画の見直し等を行い、平成23年3月に第2次新居浜市男女共同参画計画（ともにいきいき新居浜プラン21）を策定した。

今後は市民と協働して男女共同参画社会づくりに向け、より一層効果的な施策の推進に取り組む。

### 主な事業

平成19年度	男女共同参画に関する写真及び啓発標語
”	男女共同参画推進週間
”	男女共同参画社会づくり講演会 講師：猪口邦子
”	新居浜市女性国内派遣研修 広島・大阪 各1人
平成20年度	男女共同参画推進週間
”	男女共同参画社会づくり講演会 講師：大沢真知子
”	新居浜市女性国内派遣研修 京都・富山 各1人

平成21年度	男女共同参画に関する市民意識調査
”	男女共同参画推進週間
”	男女共同参画社会づくり講演会 講師：広岡守穂
”	新居浜市女性国内派遣研修 岐阜・堺 各1人
平成22年度	男女共同参画推進週間
”	男女共同参画社会づくり講演会 講師：笠井信輔
”	新居浜市女性国内派遣研修 奈良・京都 各1人
平成23年度	男女共同参画推進週間
”	男女共同参画社会づくり講演会 講師：菊地幸夫
”	新居浜市女性国内派遣研修 松江・滋賀 各1人

## 9 新居浜ウイメンズプラザ

（女性センター・働く婦人の家）

女性の地位向上と社会参加を促進し、就労意識、活動意欲にこたえ、これらを助長、援助していくための総合的な活動や交流の拠点で、「健康・交流・学習」をテーマに多くの方が集い、共に学び職業生活や家庭生活に必要な情報、知識、技能の習得のほか、スポーツが楽しめ、心がふれあえる施設である。

また、当施設は、平成10年4月1日から財団法人新居浜市文化体育振興事業団に運営管理を委託した。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に行わせている。

所在地	庄内町四丁目4番19号 ☎37-1700
敷地面積	5,756.85㎡
構造	鉄筋コンクリート造3階建
延床面積	2,088.12㎡
建設事業費	6億7,883万8,000円
竣工	平成2年3月15日
駐車場拡張工事費（平成6年度）	4億8,039万6,000円
建物構造	1階 第1講習室（59.40㎡）、相談室（2部屋・29.60㎡）、

談話ラウンジ・喫茶コーナー(64.85㎡)、料理実習室(85.47㎡)、図書室(69.56㎡)、託児室(28.49㎡)、事務室(39.92㎡)

2階 第2講習室(OA実習室)(63.91㎡)、生活科学研修室(71.50㎡)、研修室(視聴覚室)・映写室(94.60㎡)、各種団体連絡室(43.74㎡)、和室(2部屋 86.13㎡)、展示コーナー(60.00㎡)、ボランティア作業室(26.74㎡)

3階 軽運動室(118.35㎡)、多目的ホール(353.40㎡)、放送室・バルコニー等(266.72㎡)

その他 駐車収容台数  
自動車 145台  
自転車等 70台

(1) 平成23年度主催事業概要

ア 再就職援助事業 (単位：人)	
事業名	参加人員
パソコン活用講座 インターネットで遊ぼう!	89
パソコン活用講座 デジカメ写真の整理整頓	92
パソコン活用講座 Word 2010の基礎	185
パソコン活用講座 Excel 2010の基礎	173
パソコン活用講座 ネットで世界を探検しよう	126
パソコン活用講座 Windows7で趣味を広げよう	201
パソコン活用講座 パワーポイント講座	167
パソコン活用講座 年賀状を作ろう	79
技能評価試験対応講座 (2級表計算・ワープロ・3級表計算・ワープロ)	888
技能評価試験 (2級表計算・ワープロ・3級表計算・ワープロ)	27
医療事務講座	402

イ 社会参加促進事業 (単位：人)

事業名	参加人員
Let's travel! やさしく学べる旅行英会話	223
韓国語基礎講座	342
使える中国語講座(初級編)	222
ボールペン習字講座	208
脳を鍛える「目の体操」	14
健康生活講習支援員養成講習 ※日赤新居浜支部共催	39

ウ 生活・教養事業 (単位：人)

事業名	参加人員
ペーパークッキング講座	18
男の手料理講座	20
パッチワーク講座	42
染物講座 ～自然を染めよう～	32
フラワーデザイン入門講座	87
古布を使っておひなさま作り	48
アロマ&ハーブでインフルエンザ予防	22
絵手紙講座 ～年賀状を作ろう～	12

エ 子育て支援事業 (単位：人)

事業名	参加人員
親子でいっしょに体操講座	254
はじめての陶芸講座	46
父子でうどん作り講座	12
親子で食育! ～ココロも体も元気に～	12
やる気を引き出す眼のトレーニング	7

オ 健康増進事業 (単位：人)

事業名	参加人員
リズム体操講座	3,377
はつらつ体操講座	1,989
生きいきダンス講座	1,731
ヨーガ講座 1	869
ヨーガ講座 2	1,089
ホップ・ステップ・ダンスing	87

(平成23年度)

## (2) 使用料

次の表により算定した額に100分の105を乗じて得た額（10円未満は切り捨て）（単位：円）

区 分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 22時まで	備 考	
第1講習室	400	500	600	1,500		
第○ 2A 講実 習室	個人使用	200	300	400	900	
	団体使用 (6人以上)	1,000	1,500	2,000	4,500	
料理実習室	600	800	1,000	2,400		
軽 運 動 室	個人使用	100	100	100	300	冷房使用 5割増 暖房使用 3割増
	団体使用 (11人以上)	1,000	1,000	1,000	3,000	
多目的ホール	2,000	3,000	4,000	9,000		
生活科学研修室 (テスト室)	400	500	600	1,500		
研 修 室 (視聴覚室)	1,000	1,500	2,000	4,500		
和室(茶室付) (1号)	400	500	800	1,700		
和 室 (2号)	400	500	800	1,700		

注：申込み時間を延長し、又は繰り上げて使用する  
場合の使用料は、1時間を増すごとに現に許可  
を受けた使用料の1時間当たりの額（10円未満  
は切り捨て）に相当する額とする。この場合  
において、1時間未満の端数が生じたときは、30  
分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨  
てる。

## (3) 利用状況

(単位：人)

年 度	19	20	21	22	23
利用者数	65,825	64,696	67,385	67,260	65,565

区 分 別 利 用 者	
勤 労 女 性	23,403 人
家 庭 女 性	32,110 人
その他（男性・子供）	10,052 人
分 類 不 明	0 人
年 齢 階 層 別 利 用 者	
30 歳 未 満	6,489 人
30 ～ 39 歳	7,201 人
40 ～ 49 歳	9,385 人
50 歳 以 上	42,490 人
分 類 不 明	0 人

## 10 人権・同和教育

あらゆる場を通じて、市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、「くらしに生きる人権教育」の実践に努め、あらゆる差別を許さない人権尊重のまちづくりを目指す。

### (1) 努力目標

- ・人権施策の総合的推進
- ・市民啓発の推進
- ・団体育成
- ・人権啓発資料の充実及び活用
- ・人権・同和教育推進機関等との連携強化
- ・「身元調査お断り」運動の推進

### (2) 人権・同和教育関係懇談会・研究会等参加状況

年度 区分	21		22		23	
	開催回数	参加人員	開催回数	参加人員	開催回数	参加人員
お茶の間 人権教育懇談会	回 111	人 1,058	回 103	人 1,029	回 115	人 1,151
学級・講座 研究会	119	4,294	103	4,124	109	4,363
各種研究大会	8	930	8	873	8	815
校区別人権・ 同和教育懇談会 (基礎研修)	28	2,066	28	2,122	28	1,657
校区別人権・ 同和教育懇談会 (学級・学年別研修)	28	5,667	28	5,581	28	6,189
校区別人権・ 同和教育懇談会 (地区別懇談会)	90	2,367	90	2,362	89	2,284
差別をなくする 市民の集い (ハートFULL新居浜)	1	450	1	400	1	350
計	385	16,832	361	16,491	378	16,809

## 11 防災対策

本市では、未曾有の大災害をもたらした東日本大震災を教訓に、地震・津波対策を充実させ、災害の防止と被害の軽減を図り、市民の尊い生命と財産を守るため、次のような防災対策を実施し、安全なまちづくりを目指す。

### (1) 防災計画の策定

平成17年度に、地域防災計画を修正し、「風水害対策編」、「震災対策編」、「資料編」の3編を1冊にまとめたところであるが、加えて、必要な防災情報を広く市民に提供するとともに、高齢者等が確実に避難できるよう、災害時要援護者の支援計画作成に取り組んでいる。

その後の県の地域防災計画の修正と並行し、平成24年度中の修正に向けて、取り組みを進めている。

### (2) 防災無線の設置

災害時の情報を迅速かつ的確に把握するため、平成8年度から移動系防災行政無線の運用を開始するとともに、平成9年度に県、市町等を結ぶ衛星系防災行政無線を整備した。

また、平成23年4月より別子山地域・旧新居浜地域が一体となったデジタル同報系防災行政無線の運用を開始し、J-Alert(全国瞬時警報システム)との接続を行った。

さらには、より迅速に市民に緊急情報が伝達できるよう、平成24年度に自治会の既設広報塔との接続工事を実施し、可聴範囲の拡大に取り組んでいる。

### (3) 防災用品の備蓄

日用品、医薬品、毛布、食料品、保存水、簡易トイレ、発電機及びおむつなど、応急的援護物資を備蓄している。

### (4) 啓発活動

市民向けの啓発資料の発行・配布、防災講習会の開催、洪水ハザードマップの全戸配布などを実施し、市民の防災意識の高揚を図っている。

### (5) 総合防災訓練の実施

市民の防災意識の高揚と知識の普及、自主防災組織の育成と強化、安心と安全のまちづくりを目的に大規模地震を想定し、地域住民と防災関係機関とが一体となった実践的な総合防災訓練を実施している。

なお、平成24年度においては、愛媛県との共催による愛媛県総合防災訓練を実施することとしている。



## 13 交通安全対策

### (1) 概要

本格的な高速交通・大量交通時代を迎え、新居浜市の陸上交通の安全に関し、第8次新居浜市交通安全計画に基づき、国、県等の関係機関・団体との緊密な連携のもと、市民の交通安全意識の高揚に一層努めるとともに、交通事故のない安全で快適な新居浜市を目指して、交通安全対策を積極的に推進する。

#### 交通安全意識の高揚

- ・春秋の全国交通安全運動及び年末の交通安全県民運動、高齢者交通安全運動を実施
- ・老人クラブ・婦人会・公民館等との連携、協力を得ながら、各団体の実情に応じたフィルム、ビデオ、チラシ等による交通安全講座を実施
- ・保育園、幼稚園、小・中・高等学校と協力し、歩行及び自転車等の実技指導と腹話術・ダミー実験等の視覚でとらえた教育の実施
- ・交通安全母の会の育成と組織の充実  
母の会会員数 14,491人 (24.4.1現在)
- ・幼児交通安全クラブ(こじかクラブ)の母と子の安全教育を実施。  
クラブ数 34 会員数 4,078人 (24.4.1現在)
- ・老人クラブ、高齢者教室等の集会を利用して交通安全教育を実施
- ・高齢者交通安全日(毎月10日)に安全運動を実施
- ・交通安全の日(毎月20日)に安全運動を実施
- ・交通指導員 (24.4.1現在)

小・中学校児童生徒の通学時における交通事故から守る適切な誘導保護、一斉街頭指導、中・高校生の通学時自転車一斉街頭指導、自転車の夜間無灯火指導、花火大会等公的行事の交通指導等を実施

#### 交通指導員の人員

男子(民間) 52人  
女子(民間) 16人

### (2) 交通事故の状況(新居浜市内)

区分	年	19	20	21	22	23
件数(件)		994	913	851	785	793
死者(人)		8	5	5	4	7
傷者(人)		1,165	1,086	973	908	909

### (6) 避難場所案内板の設置

災害に備え、市民に避難場所の周知を図り、防災に対する認識を深めるため、避難場所案内板を設置している。また、津波高の想定に基づいて、避難場所の見直しを行うとともに、地域の災害環境に関心をもっていただけるよう標高表示板の設置を行っている。

### (7) 自主防災組織の拡充・育成強化

「自分のまちは自分たちで守る」という地域連帯感に基づき、自治会を中心とした自主防災組織の結成を促進するとともに、活動内容の充実、機能の強化に向けての働きかけを積極的に推進している。

(自主防災組織数) 109組織 312単位自治会  
(24.4.1現在)

### (8) 国民保護計画の周知・啓発

武力攻撃事態等における被害を最小限にすることを目的として、平成18年度に作成した新居浜市国民保護計画の周知・啓発を図っている。

## 12 安全・安心のまちづくり

近年、犯罪が多様化、複雑化、凶暴化し、発生件数についても増加しており、防犯団体、地域住民、警察関係者などとの連携のもとに防犯意識を高め、心のかよったあたたかい地域づくりが必要となっている。

このようなことから、新居浜市民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、地域のふれあいと連携の中で安全・安心のネットワークを形成し、市、警察、市民、事業者、団体等が一体となった活動を展開することにより、安心・安全のまちづくりの実現を目指し、平成16年7月21日に新居浜市安全・安心のまちづくり協議会が結成された。

#### (1) 新居浜市安全・安心のまちづくり協議会

- ・48団体で構成
- ・防犯啓発部会
- ・生活安心部会

#### (2) 新居浜市安全安心のまちづくり条例の制定

犯罪、事故、災害等による被害の未然防止を図り、安全で住みよい社会を実現するため、平成21年度に条例を制定した。

## (3) 時間別、二輪車、女性ドライバーの事故（新居浜署管内）

区 分	平成 21 年			平成 22 年			平成 23 年			
	件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	
時 間 別	0 ~ 2	12	0	14	10	0	12	21	0	27
	2 ~ 4	6	1	6	12	0	13	5	0	5
	4 ~ 6	5	0	8	7	1	6	7	0	7
	6 ~ 8	71	0	79	69	1	72	66	3	64
	8 ~ 10	137	0	151	131	0	153	125	0	137
	10 ~ 12	122	0	137	104	1	128	107	2	116
	12 ~ 14	109	0	127	95	0	108	106	0	127
	14 ~ 16	99	0	116	96	0	110	84	0	101
	16 ~ 18	139	3	155	133	0	149	149	0	169
	18 ~ 20	97	1	111	91	1	105	87	1	112
	20 ~ 22	33	0	37	21	0	30	19	0	27
	22 ~ 24	19	0	30	16	0	22	17	1	17
合 計	849	5	971	785	4	908	793	7	909	
二 輪 車	自 動 二 輪	75	0	70	64	0	56	47	0	42
	原 付	161	2	144	184	0	163	180	2	162
	自 転 車	164	1	161	143	3	140	159	0	162
女 性 の 事 故	738	3	508	688	0	474	681	4	488	

## (4) 地区別交通事故（高速道路を除く）

地 区 別	校 区 別	平成 23 年					
		件 数 (件)	死 者 (人)		傷 者 (人)		
川 西	新 居 浜	35	314	1	2	40	361
	金 子	99		1		113	
	宮 西	36		0		41	
	若 宮	28		0		31	
	金 栄	81		0		95	
	惣 開	35		0		41	
川 東	浮 島	7	173	0	0	10	198
	高 津	75		0		82	
	神 郷	66		0		78	
	垣 生	5		0		5	
	多 喜 浜	20		0		23	
	大 島	0		0		0	
上 部	中 菽	89	306	1	5	101	350
	泉 川	125		4		144	
	角 野	44		0		47	
	船 木	28		0		34	
	大 生 院	20		0		24	
	別 子 山	0		0		0	
合 計		793		7		909	